



児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の支給月額改定

手当の月額は、毎年物価の変動に応じて改定されます。平成28年の全国消費者物価指数の変動により、平成29年4月からの手当額が改定されました。

児童扶養手当(月額)		特別児童扶養手当・特別障がい者手当等(月額)	
手当(本体額)		特別児童扶養手当(1級)	51,450円
全部支給	42,290円	特別児童扶養手当(2級)	34,270円
一部支給	42,280円～9,980円	特別障がい者手当	26,810円
第2子加算額		障がい児福祉手当	14,580円
全部支給	9,990円	経過的福祉手当	14,580円
一部支給	9,980円～5,000円		
第3子以降加算額			
全部支給	5,990円		
一部支給	5,980円～3,000円		

問合せ 保健福祉センター保健福祉課(福祉) ☎6930-9857 FAX6932-1295

国民年金保険料の改定と免除申請

国民年金の平成29年度保険料は月額16,490円に改定されました。

学生納付特例の対象となる学校に在学中の方は、申請により保険料納付が猶予される制度があります。希望される方は「年金手帳」「学生証または在籍証明書(平成29年度の在籍が確認できるもの)」「印かん」を持参し、区役所1階15番窓口にて申請してください。

新たに一般免除を希望される方は「年金手帳」「印かん」を、退職された方は「免除を受けようとする期間にかかる雇用保険受給資格者証または離職票」を持参し、区役所1階15番窓口にて申請してください。

問合せ 区役所窓口サービス課(保険年金:保険) ☎6930-9956 FAX6932-0979

古い住宅の建替え・解体の補助制度があります

一定の要件を満たす建替え・解体について補助します(限度額あり)。詳しい補助内容については、下記までお問い合わせください。

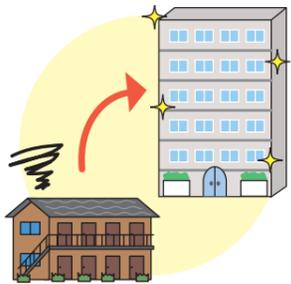
- ①建替え:古いアパートや長屋などを集合住宅に建て替える場合、建設費等の一部を補助
- ②解体:優先地区内において、幅員4m未満の道路に面する昭和25年以前建築の木造住宅を解体する場合、解体費の一部を補助

【区内の優先地区】今福西1～2丁目、今福南1～2丁目、蒲生3～4丁目、新喜多2丁目(JR城東貨物線以東)、嶋野東3丁目、天王田、中浜1～3丁目

問合せ 都市整備局耐震・密集市街地整備受付窓口 ☎6882-7053 FAX6882-0877

HP ①<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000115898.html>

②<http://www.city.osaka.lg.jp/toshiseibi/page/0000115905.html>



平成29年度の後期高齢者医療保険料について

●平成29年度の後期高齢者医療保険料にかかる軽減割合が改定されました

①賦課のもととなる所得金額が58万円以下の被保険者について

改定前:所得割保険料の5割を軽減
改定後:所得割保険料の2割を軽減

②会社の健康保険などの被扶養者であった被保険者について

改定前:均等割保険料の9割を軽減
改定後:均等割保険料の7割を軽減

●保険料額は7月にお知らせします

75歳以上の方*にご加入いただいている大阪府後期高齢者医療では、4月から翌年3月までの保険料を7月に決定し、7月中旬以降にご本人へ通知します。納付については、12か月分を9回で納付していただくことになります。

そのため、特別徴収の方(年金からあらかじめお支払いいただいている方)を除き、4～6月に納付していただく新年度相当分の保険料はありませんのでご注意ください。

*65歳以上で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している方を含みます。

問合せ 区役所窓口サービス課(保険年金:保険) ☎6930-9956 FAX6932-0979



平成29年度の国民健康保険料は6月に決定します

4月から翌年3月までの国民健康保険料を6月に決定し、6月中旬に区役所から世帯主の方へ「国民健康保険料決定通知書」を送付します。

保険料は、6月から3月までの10回で納付していただくため、特別徴収の世帯(年金からあらかじめお支払いいただいている世帯)を除き、4月・5月に納付していただく新年度相当分の保険料はありませんのでご注意ください。

問合せ 区役所窓口サービス課(保険年金:保険) ☎6930-9956 FAX6932-0979

固定資産税(土地・家屋)の縦覧を行います

区内に土地または家屋をお持ちの方は、平成29年度の価格等を記載した縦覧帳簿を縦覧できます(所有資産の所在する区の縦覧帳簿に限ります)。

本人確認ができるもの(運転免許証など)または納税通知書をご持参ください(代理人の場合は委任状が必要)。区役所での縦覧はできません。

とき ▶ 4月3日(月)～5月1日(月)(土・日・祝日を除く)

ところ ▶ 京橋市税事務所10階窓口(都島区片町2-2-48 JEI京橋ビル)

固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限は、5月1日(月)です

問合せ 京橋市税事務所固定資産税担当 ☎4801-2957(土地) ☎4801-2958(家屋) FAX4801-2905

飼い犬の登録と狂犬病予防注射のご案内 予約不要 有料

犬の登録は生涯1回、狂犬病予防注射は毎年1回必ず受けなければなりません。下記会場または動物病院で、狂犬病予防注射を受けてください。

●集合注射会場

とき	ところ
4月10日(月)	嶋野コミュニティ広場(嶋野西3-6 全愛幼稚園東隣)
4月11日(火)	中浜公園(中浜1-6)
4月12日(水)	東中浜公園(東中浜5-3)

※雨天決行、悪天候により中止の場合あり

時間 ▶ いずれも13:30～16:00

費用 ▶ 1頭につき、注射料金(2,700円)と注射済票交付手数料(550円)を別々にお支払いいただきます。新規登録(生涯1回)の場合は、上記料金に加え、登録・鑑札交付手数料(3,000円)が必要です。(合計6,250円)

●動物病院・・・料金および診察日時等は、直接動物病院にお問い合わせください。大阪市委託動物病院では鑑札および注射済票の交付手続きが行えます。

問合せ 保健福祉センター保健福祉課(生活環境) ☎6930-9973 FAX6930-9936



放出下水処理場上部利用施設の利用を4月から再開します

せせらぎや芝生のある屋上庭園にぜひお越しください。

ところ ▶ 放出下水処理場上部利用施設(永田2-3-61)

開放時間 ▶ 9:30～16:30

休園日 ▶ 月・火曜日(いずれも祝日の場合は翌日)、年末年始

問合せ 建設局東部方面管理事務所設備課 ☎6969-5847 FAX6967-3531

HP <http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000010442.html>



健康

平成29年度 保健事業のご案内(保存版)を作成しました

平成29年度に城東区で実施する各種健診・区役所1階区民情報コーナー、区役所2階21・22番窓口、区民センター、図書館等に設置して

3月23日(木)に新聞折込(朝日・毎日・読売・産経・日本経済・大阪日日)でお届けしたほか、区ホームページにも掲載しています。また、区ホームページにも掲載していますので、ぜひご覧ください。

問合せ 保健福祉センター保健福祉課(保健) ☎6930-9882 FAX6930-9936

HP <http://www.city.osaka.lg.jp/joto/page/0000257021.html>



家族教室 申込要 無 料

統合失調症で治療中の方の家族を対象に「家族教室」を開催しています。同じ悩みをもつ家族が日々の不安や悩みを語り合い、相互に助け合いながら病気を理解し、良い対応の仕方を学び、家族自身が元気になるための教室です。

とき ▶ 毎月第3火曜日 14:00～16:00(変更の場合あり)
ところ ▶ 区役所2階 保健福祉センター22番窓口
申込み ▶ 下記問合せ先まで
問合せ 保健福祉センター保健福祉課(保健活動) ☎6930-9968 FAX6930-9936

こころと向き合う川柳 No.4

～老いと向き合い方、自分らしい生き方をともに考える川柳～

城東区医師会 堤 俊仁 先生より

嫌われても 長生きするぞと うちの父

問合せ 保健福祉センター保健福祉課(保健) ☎6930-9882 FAX6930-9936

